

中区ユニバーサルスポーツ用具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツに市民が気軽に親しめる機会をつくり、ユニバーサルスポーツの習慣化や健康意識の向上を目指し、中区が所管するユニバーサルスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 用具の貸出対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中区内在住の者
- (2) 中区に在勤・在学の方
- (3) 中区地域力推進課長が特に必要と認めた者

(貸出用具)

第3条 貸出の対象となる用具は別表のとおりとする。

(貸出期間)

第4条 用具の貸出期間は原則14日以内とする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(申込方法)

第6条 貸出を希望する者又は団体（以下、「借用者」という。）は、借用日の前日までに、事前に貸出状況を確認し、ユニバーサルスポーツ用具貸出申請書（様式第1号）を提出することとする。なお、貸出しは先着順とする。

(貸出の不承認)

第7条 中区は、次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合
- (4) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (5) その他中区が使用を不相当と認める場合

(使用者の遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具を第三者に転貸し、または目的外の用途に使用しないこと。
- (2) 用具を適正に使用、保管し、返却する際は貸出し時の状態で返却しなければならない。

(用具の事故等)

第9条 借用者は、用具を紛失または破損させた場合の損害は、原則として借用者の負担とする。

2 中区は用具の貸出期間中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別 表

用具名	数量	単位	内容(1 単位当たり)	使用条件 ※
ポッチャセット	2	セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール 13 個 (白 1 個、赤 6 個、青 6 個) ・審判用具 1 セット (パドル 1 個、キャリバー大中小各 1 個、メジャー (3m) 1 個) ・ターゲットマット 1 枚 	屋内のみ
ポッチャセットミニ	2	セット	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール 13 個 (白 1 個、赤 6 個、青 6 個) ・ターゲットマット 1 枚 ・収納用袋 1 袋 ・説明書 1 枚 	屋内のみ
ポッチャ ハーフコートマット	1	枚		屋内のみ
ポッチャ ターゲットマット	2	枚		屋内のみ

貸出申請書

年 月 日

中区地域力推進室長 様

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

団 体 名 _____

電 話 _____

下記の通り申請します。

用具に破損等が生じた場合は、当方において責任をもって借用時の現状に復し、返却することとします。

目的		
借用用具	用具名	個数 必要個数を記載ください
	ポッチャセット	
	ポッチャセットミニ	
	ハーフコートマット	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使用場所		
取扱責任者		